ご　案　内

◎　当院では、診療報酬（医療費）として次の内容を近畿厚生局へ届出て、実施しております。

◇　当院は、厚生労働大臣の定める「療養病棟入院料１（看護配置２０：１以上)」の届出を行っています。

保険医療機関で、一日に３人以上の看護職員（看護師と准看護師)”と、３人以上の看護補助者”が勤務しています。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

・９時～１７時まで　　看護職員一人当たりの受け持ち数は１３人以内です
　　看護補助者一人当たりの受け持ち数は１３人以内です
・１７時～９時まで　　看護職員一人当たりの受け持ち数は２５人以内です
　　看護補助者一人当たりの受け持ち数は２５人以内です

◇　入院患者様に対し、入院後７日以内に文書等による「入院診療計画」を説明しています。

◇　患者様の負担による　”付添看護（家政婦等)”は、認められておりません。
なお、患者様の負担によらない者（ご家族等）の付き添いについては、患者様またはご家族が希望する場合に限って、医師の治療上及び看護の判断により、必要最小限許可されることがあります。

◇　当院の入院患者様に提供する食事は、「入院時食事療養（Ⅰ)」及び「入院時生活療養（Ⅰ）」の基準を届出し、管理栄養士または栄養士によって管理された食事が提供され、患者様の症状に応じて適切な時間（朝食 午前８時・昼食 午後 12 時・夕食については午後６時以降）に、適切な温度の食事を提供しています。

◇　MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）等による感染を防止するために、全病室に”消毒液”を設置し、”院内感染防止対策委員会”を定期的（１カ月に１回以上）に開催する等、「院内感染防止対策」を行っています。

◇　安全管理のための指針や医療事故等の院内報告制度を整備し、１カ月に１回以上委員会を開催しています。また、安全管理の体制確保のための職員研修を年２回以上実施するなど、医療安全管理体制を確保しています。

◇　当院では褥創対策委員会を設置しています。当院における日常生活の自立度が低い入院患者様に対して褥創に関する危険因子の評価を実施し、褥創予防対策を実施しています。

◇　当院では近畿厚生局に次の届出を行っております。

・CT 撮影及び MRI 撮影　　・運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
・介護保険施設等連携往診加算
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ)・入院ベースアップ評価料４２
・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

令和 ７ 年　３ 月 １ 日
医療法人　髙宮会　髙宮病院
院長　八倉　一晃